平成２９年（フ）第１５号
広島県呉市平原町３番37号
債務者　川元　　茜
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１８号
広島県呉市西惣付町12番28号
債務者　少前　洋一
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第６２号
熊本市東区長嶺南７丁目11番11号
債務者　中嶋　浩一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５号
福島県郡山市大槻町字北ノ林21番地の１　山文ハイツ105号
債務者　味戸　政幸
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
神戸市西区井吹台東町４丁目20番地の３
債務者　大山　　裕
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
兵庫県明石市魚住町清水428番地の１　ソフィア清水Ｃ－202号、前住所兵庫県明石市松江173番地の１
債務者　小原　幸代
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
兵庫県明石市本町２丁目８番22号　シャルマンフジ明石参番館501号、前住所兵庫県明石市大明石町１丁目10番10号
債務者　平川　　一
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３号
長崎県西海市大島町5352番地３　太田尾団地Ｃ棟２号、前住所長崎県西海市大島町4356番地
債務者　宮原　謙治
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第４号
長崎県西海市大島町5352番地３　太田尾団地Ｃ棟２号、前住所長崎県西海市大島町4356番地
債務者　宮原　和子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
長崎県佐世保市神島町10番40号
債務者　小山トミ子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
広島県福山市新市町大字戸手2296番地14
債務者　柿副　瑛路（旧姓内河）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２４号
広島県福山市新市町大字戸手2296番地14
債務者　柿副　里紗
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３０号
広島県神石郡神石高原町下豊松533番地１　グループホームよなみの里
債務者　岡田　昇一
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１９号
青森県弘前市大字八代町４番地１
債務者　小島　行春
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３８号
神奈川県逗子市桜山８丁目10番13号　シャトルヤマハ102号
債務者　小野寺一枝
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３０４号
北海道江別市大麻桜木町22番地の３　ヒルトップガーデン201
債務者　髙道めぐみ
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３２号
北海道千歳市信濃２丁目10番２号　コーポ藤本Ｂ棟102号
債務者　澤田千惠子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部